



15時30分 解禁

平成29年1月11日
九州地方整備局

記者発表資料

マンション管理業者に対する監督処分について

九州地方整備局は、株式会社ユメックスに対し、平成29年1月11日マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく監督処分を行いましたのでお知らせします。

詳細につきましては、別添資料のとおりとなっております。

問い合わせ先

九州地方整備局 TEL 092-471-6331 (代表)

建政部 土地市場監視官 西川 広昭 (内線6116)

建設産業課 建設専門官 遠藤 孝司 (内線6143)

平成29年1月11日
九州地方整備局

マンション管理業者に対する監督処分について

株式会社ユメックスのマンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）違反について、国土交通省九州地方整備局は、本日、同社に対し、同法に基づく監督処分を下記のとおり行った。

記

1 処分内容

○法第81条の規定に基づく指示処分

- (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役員及びマンション管理業の従事者全てに対し速やかに周知徹底すること。
 - ② 法の規定の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、マンション管理業の従事者全てに対し継続的にこれを実施すること。
 - ③ 再発防止策を策定し、日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。
- (2) 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

○法第82条の規定に基づく業務停止命令

- (1) 業務停止期間
平成29年1月25日から平成29年2月23日までの30日間
- (2) 停止を命ずる業務の範囲
マンション管理業に係るすべての業務
ただし、業務停止の開始日前に締結した管理受託契約の同一の条件による更新及び業務停止の開始日前に締結した管理受託契約に基づく管理事務並びに業務停止の開始日前に締結された停止条件付き契約（一の管理組合の構成員全員に対して、分譲後の管理受託契約を約するものに限る。）が業務停止期間中に効力発生した場合における当該管理受託契約に基づく管理事務を除く。

2 処分理由

被処分者が管理業務を受託している複数の管理組合において、財産の分別管理の方式を法施行規則第87条第2項第1号のイの方式としているにも関わらず、管理費の残額を保管口座へ移し換えていなかった。この行為は、法第81条に該当するものである。

また、被処分者が管理業務を受託している複数の管理組合において、管理組合名義の保管口座の印鑑を保管していた。この行為は、法第76条違反により、法第82条第2号に該当するものである。

- (参考) 株式会社ユメックス
佐賀県佐賀市兵庫北3-1-8
代表取締役 原 正文
国土交通大臣（3）第090912号